

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2023年1月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2022年12月中旬～2023年1月中旬）

- 対外貿易法（2022年改正法）
- 会社法（改正草案第二次審議稿）
- 商標法改正草案（意見募集稿）

II. 中国法務の現場より

「中国国外における会社信用情報の取得」

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2022年12月中旬～2023年1月中旬）

◆ 対外貿易法（2022年改正法）¹

全国人民代表大会常務委員会 2022年12月30日公布、施行

1. 要点

対外貿易法（以下「本法」という。）は中国における対外貿易、すなわち貨物と技術の輸出入及び国際サービス貿易と、これらに関連する知的財産権保護を司る法律として1994年に制定された、歴史のある古い法律の一つである。

94年に制定されて以降、これまでに2004年、2016年にそれぞれ改正がなされてきたが、2022年12月30日に3度目の改正がなされた。改正の内容は、2016年改正法における第9条の1か条を削除するというものであり、改正の内容としては多くない。

もっとも、今回削除された上記条文は、これまで中国での貨物又は技術の輸出入に従事する事業者においては、原則として国务院対外貿易主管部門又はこれが委託する機関に対して届出登記をしなければならないとしていたものを削除したことにより、今後中国で上記の事業に従事する場合には、届出登記が不要ということになるところ、その実務上のインパクトは小さくない。

元々は、対外貿易事業者に届出をさせることによって、貿易主体による密輸や外貨管理の潜脱を防ぐことを目的とした制度であったものの、現在では技術の発展により、通関、外貨管理はビッグデータや電子ラベル等によるトレースにより把握することができるようになっており、尚且つ、越境ECの発展により、様々な種類の貨物が大量に出入りする状況になっていることから、もはや事業者による届出による管理の持つ意義が薄れたことが今回の改正の背景にある²。

対外貿易事業者の届出制度の廃止自体は、既に2019年10月に全国の自由貿易試験区で試験的に運用が開始されており、3年間の試験運用を経て、これによる利便性の向上という結果も得られていたことも今回の改正を促したものといえる。

中国に進出する少なくない日系企業においては、その事業上対外貿易事業を含んでいると思われるが、特に今後進出することを検討している企業にとっては、対外貿易事業の取り扱いに関するハードルが下がったといえ、中国での対外貿易の一層の活発化が期待される。

◆ 会社法（改正草案第二次審議稿）³

全国人民代表大会常務委員会 2022年12月30日公表

2022年12月30日に、全人代常務委員会は、会社法の改正草案第二次審議稿（以下「第二次草案」という。）を公表し、同日から30日間の意見募集を行った。2021年12月24日に、会社法の修正草案（以下「第一次草案」という。）が公表され、これに対する意見募集がなされたが、約1年を経て改めて改正草案が公表されたことになる。

¹ 「中华人民共和国対外貿易法」

² <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202301/e538f71248684304b1e93743ff9d7032.shtml>

³ 「中华人民共和国公司法（修訂草案二次審議稿）」

第一次草案に対しては、705 の組織、個人から合計で 4,943 にのぼる意見が寄せられていることもあり、第二次草案では第一次草案から変更となった箇所が少なからず見受けられる。第二次草案に対しては、意見募集期間中に、第一次草案におけるそれを大きく上回る 5,612 の組織、個人から 25,295 の意見が寄せられており、会社法の改正に対する社会の広い関心度が伺われる⁴。

上記のとおり、相当な数の意見が寄せられていることからすると、最終的な改正法も第二次草案から少なからず変更される可能性が高いように思われるが、以下では、第一次草案からの変更点を含め、第二次草案で特に把握しておくべき重要な点についてその概要を解説する⁵。

1. 株主の出資責任の強化

(1) 持分の失権に関する規定拡充

有限責任公司における資本金の払い込みについては、期限通りに定款の定めにしたがった引受出資額の払い込みをしなければならないという義務が定められているものの⁶、これに違反した場合のペナルティについて、現行の会社法上は、他の払い込み義務を履行した株主に対して違約責任を負うという以外に具体的なものは定められていない⁷。

これに対して、第一次草案においては、株主による出資義務の履行を促す観点から、株主の出資状況に対する会社による検査権及び催告権限を付与し、会社による 60 日以上催告期間を経てもなお出資がなされない場合には、会社から株主に対して持分の失権通知を発することができ、失権した持分については、6 か月以内に会社が譲渡又は減資、失効させるものとしている⁸。

第二次草案では、上記の持分失権に関して、以下の点をより明確にしている⁹。

- 株主の出資状況に対する検査権及び催告権限は董事会が行使すること
- 失権通知後 6 か月以内に会社が持分の譲渡又は減資、失効をしなかった場合、他の株主が出資割合に応じて出資の払い込みをすること
- 株主が期限通りに全ての出資の払い込みをせず、これにより会社に損害を与えた場合には賠償責任を負うこと

(2) 会社の債務不履行による株主出資払込期限の到来

第一次草案において、会社が期限内に債務の弁済をできない場合で、且つ明らかに弁済能力を欠く場合には、会社又は債権者が、持分を引き受けたものの未だ払い込みをしていない株主に対して、出資の払込みを求める権利が定められたが、第二次草案では上記の会社の弁済能力要件を削除し、会社の債務不履行があれば払い込みを求めることができるという内容になっている¹⁰。

このように、会社の債務不履行があれば直ちに債権者から出資の払い込みを求められる可能性があるというのは、債権者保護としては大きな強化である一方、出資者にとってはリスクともいえる。特に高額な資本金の引き受けがなされる場合には、出資者の負担が大きくなる可能性があるといえ、

⁴ 意見募集に参加した主体の数や寄せられた意見の数は、全人代のウェブサイト (<http://www.npc.gov.cn/flcaw/>) から確認することができる。

⁵ なお、第一次草案に関しては、2022 年 1 月号を参照されたい。

⁶ 会社法第 28 条第 1 項

⁷ 会社法第 28 条第 2 項

⁸ 第一次草案第 46 条第 2 項、第 3 項

⁹ 第二次草案第 51 条第 1 項、第 3 項、第 4 項

¹⁰ 第一次草案第 48 条、第二次草案第 53 条

今後会社設立の際や、増資による登録資本金の増額を行う場合には、出資者による支払能力も踏まえ、たうえでの持分引き受け金額を検討、設定することが求められるといえる。

(3) 持分譲渡の譲渡人における補充責任

また、株主が引き受けたものの、未だ払い込みがなされていない持分を譲渡した場合、譲受人において引き続き払い込み責任を負うとともに、第二次草案では、譲受人が期限どおりに払い込みをしない場合には、譲渡人は譲受人による同持分の払い込みに対して補充責任を負うとして、譲渡人の責任が加重されている¹¹。

2. 機関設計に関する規定の整備

(1) 株主会の権限等

第二次草案では、株主会での決議事項や議事方法について、第一次草案を踏まえ更に現行法から若干の修正をしている。第二次草案では、株主会での決議事項のうち、経営方針と投資方針の決定及び年度財務予算案と決算案の審議が削除されている¹²。この点、そもそも会社の運営管理について、株主会が責任を負うものではなく、また、実務上、何をもちて経営方針、投資方針とするのか、そもそも経営方針と投資方針にどのような違いがあるのかといった点で疑義もあったところである。

また、現行法上は株主会の普通決議事項について、過半数で決めるのか否かも明らかにしていなかったが、第二次草案では、株主会での決議は少なくとも2分の1以上の議決権を有する株主によって決議されるべきとして、過半数決議という原則を明確にした¹³。

(2) 従業員代表の董事

現行法上、一般的な会社における董事会構成員に従業員代表の董事を任意に設置することができる形となっているが¹⁴、この点第一次草案では従業員が300人以上の有限責任公司において従業員代表の董事設置を義務付ける内容が置かれた¹⁵。第二次草案では、従業員が300人以上いる会社であっても、法に基づき監事会を設置しており、且つ従業員代表がいる場合には、従業員代表董事の設置は不要とされた¹⁶。

(3) 監事設置が不要な場合

現行法上、監事は必要的設置機関となっているが、第一次草案では董事会に監査委員会を設置する場合には監事、監事会の設置を不要とする定めが初めて置かれた¹⁷。第二次草案ではこれに加えて、規模が比較的小さい有限責任公司において全ての株主が同意した場合には監事の設置も不要としており¹⁸、会社の機関設計をより柔軟とする方針が示されているといえる。

¹¹ 第二次草案第88条第1項

¹² 第二次草案第59条第1項

¹³ 第二次草案第66条第2項

¹⁴ 会社法第44条第2項

¹⁵ 第一次草案第63条第1項

¹⁶ 第二次草案第68条第1項

¹⁷ 第一次草案第64条

¹⁸ 第二次草案第83条

3. 董事の責任の充実化

(1) 第三者に対する賠償責任

現行法では、董事、監事、高級管理人員が職務上法令や定款に違反する行為をし、会社に損害を与えた場合の会社に対する損害賠償責任は定められている一方¹⁹、第三者に対する責任は特段定められていない。

この点について、第一次草案では、董事、高級管理人員に職務上の故意又は重大な過失により他人に損害を与えた場合には会社と連帯責任を負うとして、正面から董事を含む高級管理人員の第三者に対する損害賠償責任が明記された²⁰。他方、第二次草案では、董事、高級管理人員が職務の執行により他人に損害を与えた場合には会社は当該他人に対して損害賠償責任を負うとして、会社の無過失責任を定めると共に、董事、高級管理人員に故意、重過失がある場合、当該高級管理人員は第三者に対して損害賠償責任を負うとして、連帯責任に限定しない形の責任に変更した²¹。個別の事案に応じて裁判所が連帯責任、単独での責任、あるいは限定的な責任といったように、適当な責任を負わせることができるようにされたと理解することができる。

前述のとおり、現行法では高級管理人員の第三者に対する責任は会社法上明記されていなかったのが明記されたことにより、第三者保護が強化された一方、高級管理人員に就任する者のより一層慎重な経営を行うことが求められることになるといえる。

(2) 董事責任保険に関する規定の新設

上記のように、董事の第三者に対する責任に関する規定が拡充されたことに伴い、第二次草案では、新たに董事責任保険（いわゆる D&O 保険）に関する規定、すなわち、会社は董事の在職期間中、職務執行上の賠償責任に関して付保することができる旨が定められた²²。

上述のとおり、現状中国の会社法下において高級管理人員が第三者に対して直接責任を負う法律上の根拠がなかったことから、これまで中国では役員責任賠償保険はさほど活用されていなかったが、今後会社法の改正により高級管理人員の第三者に対する賠償責任に関する規定が整備されれば、一般的に利用、活用される保険になっていくものと思われる。

4. 強制的な登記の抹消

第二次草案では、営業許可証が取り消された会社、閉鎖を命じられた会社等が、3年以内に清算を完了させなかった場合には、会社登記機関は60日以上期間を定めて企業信用公示システム上で公告を行うことができ、当該公告期間中に異議が述べられなかった場合には強制的に会社登記の抹消を行うことができる旨が新設された²³。

市場主体登記管理条例にも登記機関による強制的な登記抹消が可能な場合が定められているが、同条例上は市場主体が虚偽の資料を提出したり、詐欺的手段を用いて市場主体登記を受けたような場合で、虚偽の市場主体登記による影響を受ける者からの申し立てがあった場合の定めとなっている

¹⁹ 会社法第149条

²⁰ 第一次草案第190条

²¹ 第二次草案第190条

²² 第二次草案第192条

²³ 第二次草案第237条第1項

24。これに対し、第二次草案では関連当事者による申し立ても前提とはしていない点で、更に強力な措置といえる。

◆ 商標法改正草案（意見募集稿）²⁵

国家知的財産権局 2023年1月13日公表

1. 背景

国家知的財産権局は、2023年1月13日に商標法改正草案（意見募集稿）（以下「意見募集稿」という。）を公表し、同年2月27日までの意見募集を行っている。2019年11月に法施行後4回目の改正がなされて以来の商標法の改正が見込まれる。

2019年改正では、主として冒認出願や悪意による出願、抜け駆け出願に対する取り締まり強化を図る改正がなされたが、改正後も冒認出願、悪意による出願に対する抑止力が十分でなく、引き続きこれらの商標の不正取得行為の取り締まりと、商標権保護の充実を図ることが求められており、意見募集稿はこれらに対応しようとするものである。

意見募集稿は現行法と比較して、新たに23か条の追加がなされたほか、45か条について実質的改正がなされており、全体として、8章73か条で構成される現行法から10章101か条となっており、改めて大幅な法改正となることが見込まれる。

本意見募集稿は全人代ではなく、国家知的財産権局の公表したものであり、今後国家知的財産権局にて、募集した意見に基づく検討をしたうえ、全人代での検討が行われることになることから、実際に改正法が施行されるに至るまではまだ数年程度はかかることが予想される。

もっとも、少なくとも国家知的財産権局が、現行法下における実務上のどのような問題点に対して、どのような対策を考えているのかを把握しておくことは、今後の法改正に対するスムーズな対応をする観点からも重要といえることから、以下では意見募集稿において特に重要と思われるポイントを整理して紹介する。

2. 主要な改正内容

国家知的財産権局による意見募集稿の説明によると²⁶、意見募集稿での改正の主要な内容は大きく以下の項目に分けられている。

- ①時代の発展要求に順応し、経済社会の高水準な発展に尽くすこと
- ②社会公平正義を守り、公正な競争のある市場秩序を築くこと
- ③商標授權確権プロセスを整備し、「放管服」の改革成果を固定化すること
- ④商標使用義務を強化し、商標登録を制度の本質へ回帰させること
- ⑤商標専用権保護を強化し、商標侵害行為を取り締まること
- ⑥商標監督管理を強化し、商標違法行為を規制すること
- ⑦その他

前述のとおり、意見募集稿における改正内容は多岐にわたるが、以下では、特に注目しておくべきと思われる改正点に絞って改正内容の概観をすることとする。

²⁴ 市場主体登記管理条例（市场主体登記管理条例）第40条

²⁵ 「中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）」

²⁶ 「关于《中华人民共和国商标法修订草案（征求意见稿）》的说明」

(1) 商標の悪意による出願に対する取り締まり強化

悪意の出願に対する取り締まりを強化するために、意見募集稿では以下のような新条項が定められている。

概要	内容
悪意による出願の具体化 ²⁷	<p>悪意による出願について、以下の各行為を含むとして、その態様をより具体的なものとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 使用を目的とせず、商標登録を大量に出願し、商標登録秩序を乱すこと • 欺瞞又は他の不正な手段により商標登録の出願をすること • 国益、社会公共利益を損なう、又はその他の重大な悪影響を及ぼす商標の登録を出願すること • 法第 18 条（馳名商標の保護）、第 19 条（利害関係人による冒認出願）、第 23 条（先行権利のある商標の出願）の規定に違反して、故意に他人の合法的権利又は権益を害し、又は不正な利益を図ること <p>現行法下における実務上、商標権者は、その商標権を保護するために、登録された商標と類似する複数の商標を出願することがあるが、それは必ずしも使用を前提とした出願ではないことから、意見募集稿によればそのような出願行為が今後は認められなくなる可能性があることには注目しておくべきと思われる。</p> <p>なお、欺瞞又は他の不正な手段により商標登録の出願をすることは現行法上も商標の無効宣告事由として扱われているが、意見募集稿では当該行為を悪意による出願行為として整理し、無効宣告、異議申し立ての対象となることが明確化された。</p>
商標の強制移転請求の新設 ²⁸	<p>法第 18 条（馳名商標の保護）、第 19 条（利害関係人による冒認出願）、第 23 条（先行権利のある商標の出願）の規定に違反して、不正な手段をもって他人が使用し、一定の影響力を有する商標を抜け駆けで登録した場合、先行権利者は当該商標を自己の名義に移転することを請求することができる。</p> <p>但し、上記の請求がなされたとしても、国务院知的財産権行政部門が、当該名義の移転により混同やその他の悪影響が生じると判断する場合には請求が認められない可能性が残されている点には留意が必要である。</p>
悪意による出願をした出願人、その被許諾者の法律責任の明確化 ²⁹	<p>商標登録後、当該商標が無効宣告されるまでの間に、商標登録者又はその被許諾者において、当該商標使用が他人の登録商標専用権を侵害することに悪意である場合、違法所得の没収、過料といった各種行政処罰の対象となることが新たに明記された。</p>
悪意による出願に対する罰則強化 ³⁰	<p>現行法上、悪意による出願行為に対する行政処罰の内容や基準は明確にされていないが、意見募集稿においては、原則として警告又は 5 万元以下の過料という基準が新設され、更に情状が重大な場合には 5 万元以上 25 万元以下の過料が科されること、違法所得がある場合には違法所得の没収もあることが明記された。</p> <p>また、悪意による出願行為に対する民事上の責任として、悪意による出願によって損害を被った者は、悪意出願者に対する損害賠償請</p>

²⁷ 意見募集稿第 22 条

²⁸ 意見募集稿第 45 条ないし第 47 条

²⁹ 意見募集稿第 48 条、第 74 条第 2 項

³⁰ 意見募集稿第 67 条、第 83 条

	求をすることができ、その賠償金額は、少なくとも悪意による出願行為に対応するための合理的な支出を含むことが明記された。
--	--

(2) 商標の使用に対する監督強化

商標の使用が規律するために、意見募集稿では以下のような新条項が定められている。

概要	内容
権利濫用の禁止 ³¹	<p>商標権者が権利を濫用し、国家利益、社会公共利益又は他人の合法権益を損なってはならないという原則的な条項が新設された。</p> <p>上記は、現行法上定められている誠実信用原則に加重する形で追加されており、商標使用の適法性判断にあたって、誠実信用の原則に加えて、国家利益、社会公共利益等も損なわないかという観点が付加えられたといえる。</p> <p>登録商標の使用又は権利行使が、公共利益を著しく害し、重大な悪影響を及ぼすことが、商標取消事由の一つとして新たに掲げられていることから³²、商標の使用にあたっての公共利益に対する影響を配慮することが強く求められているといえる。</p> <p>何をもちて公共利益を害するといえるかは、多分に評価が介在する部分であり、かえって権利者による権利行使を委縮させる側面を有しているともいえる。</p>
正当な使用、先使用の類型の追加 ³³	<p>意見募集稿では、現行法上の非権利者による正当な使用、先使用に関する条項を踏まえ、これに新たに善意により自己の氏名、名称、住所を使用する行為を追加した。</p> <p>自己の氏名や名称、住所の使用が、商標権侵害を構成しないことはあまり争いにならないと思われるが、この点が明確にされたことには一定の意義はあるといえる。</p>
商標使用状況に関する説明義務 ³⁴	<p>商標権者は、商標登録がされた日から起算して満5年ごとに、その後の12月中に、国務院知的財産権行政部門に対して、当該商標の使用状況又は使用しないことの正当な理由を説明しなければならないとして、適切な商標使用を担保する義務規定が新設された。これに違反して、期限内の説明を行わず、当局からの通知を受けてから6か月以内に依然として説明を行わない場合には、商標を放棄したもものとして、取消の対象となる立て付けとされており、商標権者においては、商標登録がなされた後の使用が厳格に求められるといえる。</p>
商標取消制度の拡充 ³⁵	<p>現行法上、3年連続不使用の場合、登録商標が一般名称となった場合には取消の対象とされているが、意見募集稿ではこれらに加えて、以下に掲げる場合も取消の対象として新たに掲げられ、商標取消申立ての対象が拡大されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録商標の使用が、関連公衆の商品品質等の特徴や産地、生産に対する誤認をもたらす場合 団体商標、証明商標の登録者が、登録者に課せられた義務に違反し、その情状が特に重大であった場合 商標使用、権利行使により公共利益が著しく侵害される場合

³¹ 意見募集稿第9条第2項

³² 意見募集稿第49条第1項第5号

³³ 意見募集稿第62条第1項第1号

³⁴ 意見募集稿第61条

³⁵ 意見募集稿第49条

(3) 商標代理機関に対する監督強化

商標代理機関に対する規律は、現行法上も既に存在しているが、中国国内では玉石混交の商標代理機関が存在し、その品質やレベルも様々であることから、商標代理機関の水準、品質を担保し、監督管理を強化する観点から、いくつかの新規定が追加されている。

概要	内容
商標代理機関の構成に関する定め ³⁶	商標代理機関の3分の2以上の株主又はパートナーには、3年以上の職務経験のある商標代理従業員であるか、又は法律資格、特許代理人職業資格又は知識財産権師中級以上の職名を有し、且つ国務院知的財産権行政部門に届出をしなければならず、これに反した場合には、是正命令の対象となり、是正せずに且つ情状が重大な場合には1万元以上5万元以下の過料の対象となるだけでなく、当該商標代理機関による商標関連業務の受理を停止される可能性がある。 また、商標代理機関における従業員は、同時に複数の商標代理機関にて商標代理業務を兼任することもできない。
悪意による出願の依頼拒絶義務 ³⁷	商標代理機関が悪意による出願について、知り又は知るべきである場合、当該依頼を拒絶することが義務付けられ、これに違反した場合には、警告又は1万元以上10万元以下の過料、直接責任者に対し、5000元以上5万元以下の過料が科されることとされた。 情状が重大な場合には、商標代理業務の停止が命じられる可能性もあり、その意味では商標代理機関においては、案件受任にあたり、あるいは案件受任後も、依頼者の目的や当該出願対象となる商標に関する調査も慎重に行わなければならないといえる。

(4) 商標の各種手続の更なる最適化

主として、商標出願を含む、各段階における手続にかかる時間やコストを減少させるという観点から、次のような規定の新設、改正がされている。

概要	内容
異議申し立て期間の短縮 ³⁸	現行法上、出願後の公告期間（異議申立期間）は3か月とされているが、これが2ヶ月に短縮されることが見込まれる。
異議申し立てによる登録拒絶決定に対する不服申し立て ³⁹	現行法上、異議申し立てがなされ、登録拒絶となった場合、被申立人は直接人民法院に対する取消訴訟の申し立てをすることができず、商標評議審査委員会に再審査の申し立てを前置することが求められているが、意見募集稿では再審査の申し立てをすることなく、直接人民法院に取消訴訟の申し立てを可能としている。
重複出願の禁止 ⁴⁰	現行法上、あるいは現行法下の実務上、同一の権利者が同一の商標を重複して出願することは妨げられておらず、例えば特定の商標につき3年不使用取消の申し立てを受けた場合に、不使用取消は免れないが商標を維持する観点から、重複して出願をするといった対応をとることもある。 もっとも、無制限に同一商標の再取得を認めると、商標の持つ識別力を弱めるという弊害もあり、そのような観点から、意見募集稿では、以下に掲げる例外的な事由がある場合を除き、出願人が同一の商品で先に出願し、既に登録されているもの、又は出願日前の1年

³⁶ 意見募集稿第68条、第69条

³⁷ 意見募集稿第69条第3項、第86条

³⁸ 意見募集稿第36条

³⁹ 意見募集稿第39条第3項

⁴⁰ 意見募集稿第21条、第14条

	<p>以内に公告抹消、取消、無効宣告された先行商標と同一のものであってはならないことが明記された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産経営上の必要性に応じて、実際に使用されている先行商標を基に微細な改善を行った場合であって、出願人が区別を説明することができる時 出願人の責めに帰することができない事由により先行商標が更新できなかった場合 適時に商標使用説明がなされなかったことで先行登録商標が抹消されたが、当該先行商標が実際に使用されていた場合 出願人の責めに帰することができない事由により、先行商標が3年不使用取消手続において使用証拠を提供できなかったために取り消されたが、当該先行商標が実際に使用されていた場合 先行商標が他人の先行権利又は権益と衝突することで無効宣告を受けたが、当該先行権利又は権益が既に存在しなくなった場合 商標登録を繰り返し又は新たに申願するその他の正当な理由がある場合 <p>上記のように、重複出願をすることができるのは、基本的に先行商標が既に抹消や取消、失効したような場合が想定されており、先行商標が存続している期間中に、再度出願することに対するハードルは引き上げられているものと思われ、実務上の対応に与える影響が比較的大きいといえる。</p>
<p>行政訴訟における情状変更原則の不適用⁴¹</p>	<p>実務上、商標の審査手続において、その他の案件の結果を判断根拠とする必要がある場合、審査機関は、通常その審理を中止しないが、仮にその後、行政訴訟が提起された場合には、先行商標の存続状態の変更を踏まえて判断をするという、情状変更原則が適用されることが多い。</p> <p>他方、募集意見稿では、この原則を修正し、審査段階において、その他の案件の結果を判断根拠とする必要がある場合、行政機関が審理中止できるものとし、行政訴訟段階では、先行商標の存続状態の変化は、行訴訴訟に影響しないものとされた。</p> <p>これは、係争商標に係る先行商標の効力に関する問題はなるべく審査機関における審査の段階で決着させ、行訴訴訟での判断に影響させないことで、行政訴訟の実効性を高めることを目的としたものといえる。もっとも、あくまで審査を中止することができるにとどまるため、その実効性については十分ではない可能性がある。</p>

(5) 馳名商標の保護強化

その他、馳名商標に関し、使用、出願した商標が、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであり、関連公衆に当該商標と馳名商標との関連性を誤認させるに足り、馳名商標の識別力、名誉を損なわせ、或いは馳名商標の名誉を不当に利用する場合には、その使用と登録を禁止するという規定が新たに追加されている⁴²。

執筆担当：包城偉豊、呉秀穎、李湊

⁴¹ 意見募集稿第42条

⁴² 意見募集稿第18条第3項

II. 中国法務の現場より

◆ 中国国外における会社信用情報の取得

中国においては、中国政府が2014年2月に国家企業信用信息公示システム（以下「**企業情報公示システム**」という。）をローンチして以降、中国大陸内の企業の登記情報や行政処罰、経営異常の有無といった各種のステータスは、上記システム上で閲覧することができるようになっており、システムの機能を利用すれば、会社情報を報告書データの形式で、且つ無料で取得することができる⁴³。

中国の会社登記からは、株主構成、出資比率、出資の払い込みの状況といった出資状況や会社の存続状況を知ることができるほか、登記と共に公示される企業年度報告を見れば、大体の従業員数や、従業員の社会保険等への加入状況も把握できることから、中国企業と新たに取引に入る場合や、M&Aにおける法務デューデリジェンスを行うにあたり初歩的に対象会社の情報を取得する場合には、まずは企業情報公示システムで会社情報を見てみて、当該会社の大体のステータスをつかむというのがセオリーである。

そして、企業情報公示システムが運用され始めて以降、2015年前後から、中国国内では、いわゆる企業信用情報アプリといわれるAPPを提供するプラットフォームが現れ始めた。現在、主要なブランドとしては、Qixinbao（企信宝）、Tianyancha（天眼查）、Qichacha（企查查）、Aiqicha（愛企查）などが挙げられ、これらはいずれも無料で利用できるものの、無料で検索できる会社情報は極めて限定的で、通常はVIP会員として半年、1年、3年といった期間に応じた費用を支払うことで幅広い会社情報を取得することができるようになる。利用料も1年で数千円程度であることから、日本で帝国データバンクや東京商工リサーチ等の調査会社を通じて会社情報を取得するのに比べると、かなり安価で多くの会社情報を取得することができる。

いずれのブランドも、基本的に企業情報公示システムを含む、中国の行政、司法機関の公示プラットフォームと連動し、そこから企業情報を吸い上げて一元表示をするものであることは大差ないため、基本的にはUIが異なるだけで得られる情報に大きな差があるわけではない。ただ、ブランドによっては、表示される会社の情報がタイムリーにアップデートされていないなどといったこともあるので、どれを使うかは、利用金額やロコミなどを見ながら、決めるのが良いと思う。

もっとも、近時は中国国外から中国国内のネットワークにアクセスするにあたって、いわゆるグレートファイアウォールや、データローカライゼーション等の関係から、企業情報公示システムを含む基幹システム、プラットフォームへのアクセスがしづらいことも多い。特に企業情報公示システムは、2021年11月26日以降、その使用にあたって実名認証が必要とされる仕様となり、登録にあたっては中国の身分証番号、中国の携帯番号が必要とされたことから、特に外国人には利用しにくいシステムとなった。

更に、2021年、2022年頃から、上記の企業信用情報アプリに関しても、特にWeb版については中国国外からのアクセスが遮断され、アクセスできないものが増えてきている。本稿の発行時点では、Qixinbao（企信宝）、Tianyancha（天眼查）の二つについては中国国外からのアクセスが遮断され、プラットフォームを全く使用することができない状態となっている。

⁴³ <https://www.gsxt.gov.cn/index.html>



現状では、残りの Qichacha（企查查）、Aiqicha（爱企查）については、引き続き中国国外からの利用が可能となっていることから、中国国外から中国企業情報を取得する場合には、これらのいずれかを使用するのが良いと思われるが、今後いつアクセスが遮断されることになるかは読めないところである。

日本に比べると中国ではウェブや政府機関等で得られる情報が非常に豊富である一方、それが中国国外からだといつアクセスできなくなるか読めない環境にあるため、中国ビジネス、中国法務に携わるにあたっては、中国国内に身を置くことの必要性を改めて感じさせられるところである。

執筆担当：包城偉豊

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	連載・コラム
2022 年 12 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による涉外民商事事件の管轄に関する若干問題の規定」 「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」 	
2022 年 11 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告」 「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」 	
2022 年 10 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」 「ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）」 「中国共産党第二十回全国代表大会での報告について」 	
2022 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「電気通信オンライン詐欺防止法」 「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」 「北京市ビジネス経営環境整備条例」 「上海市人工知能産業発展促進条例」 	
2022 年 8 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」 「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する 10 大典型的事件を公表」 	
速報版（2022/7/8）	個人情報越境提供標準契約規定（意見募集稿）	

速報版 (2022/7/7)	改正独占禁止法	
2022年7月号	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」 「国务院 2022 年度立法計画」 	「DiDi に対する行政処分」
2022年6月号	<ul style="list-style-type: none"> 「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」 「データセキュリティ管理認証実施規則」 「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」 	
2022年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院が薬品安全に関する典型的事件を公表」 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」 	
速報版	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	
2022年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定 国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定 	「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」
2022年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和國民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和國反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 	
2022年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家知的財産権局知的財産権信用管理規定 情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿） 	
2022年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法修正草案（意見募集稿） 民事訴訟法の改正に関する決定 人民法院オンライン調解規則 	「2022年の注目しておくべき立法」
速報版 (2022/1/25)	中国における育児休暇の導入について	
速報版 (2022/1/6)	外資参入ネガティブリスト (2021年版) の施行について	
2021年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 児童化粧品監督管理規定 信用調査業務管理弁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第9回 取引契約の履行

	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021） 	
2021年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（試行） 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第8回 取引契約の交渉と締結
2021年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品生産経営監督管理弁法 市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法 重要情報インフラ安全保護条例 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第7回 法務DDの頻出事項④ (人事労務)
速報版（2021/8/30）	中国の個人情報保護法について	

- 発行
TMI 総合法律事務所
- 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴
- 発行日
2023年2月1日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア